

和泉市封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財源確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が作成する封筒に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載の範囲は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告内容は、「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱第3条第3項の規定に準ずるものとする。

(規制業種又は事業者等)

第3条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱第4条各号の規定に準ずるものとする。

(封筒の種類及び広告の規格等)

第4条 広告を掲載する封筒の種類、広告の規格、広告の掲載位置、掲載枠数、作成部数、使用期間及び広告掲載料の最低価格については、発注ごとに定める基準によるものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集は、市のホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、広告の募集期間に和泉市封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。但し、和泉市広告入り窓口封筒等の無償提供に関する要領等、別に定めがある場合は、この限りではない。

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受理した場合は、第2条、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、その結果を和泉市封筒広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載が適当と決定した件数が、広告募集の掲載枠数を超えた場合は、申込者が提示する広告掲載料の高い順により決定するものとする。

(広告内容の決定)

第8条 広告主から提出された広告内容については、第3条の規定に留意のうえ、担当課により決定するものとする。

2 広告主は、前項により決定した広告について、担当課の指定する期日までに広告原稿等を提出しなければならない。

3 広告主は、広告の使用期間中に広告内容を変更しようとするときは、和泉市封筒広告掲載内容変更申込書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項に規定する変更申込書の提出を受理した場合は、第2条、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、その結果を和泉市封筒広告掲載内容変更（非決定）決定通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（封筒の記載）

- 第9条 封筒には、掲載する広告の直下に次のいずれかの文言を記載しなければならない。

和泉市では、自主財源確保のための取組として公用封筒に有料広告を掲載しています。

広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。

広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

和泉市では、自主財源確保のための取組として公用封筒に有料広告を掲載しています。

広告内容については、直接広告主にお問合せ下さい。

（広告掲載料の納付）

- 第10条 広告主は、担当課の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 前項の納付期日は、原則として広告入り封筒の作成を発注する前までとする。

- 3 広告掲載料は、原則として返還しない。但し、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できない場合は、この限りではない。

（広告掲載の取消し）

- 第11条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。但し、既に発送が行われた場合はこの限りではない。

（1）偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けた場合

（2）広告主が第2条、第3条及び第4条に該当した場合

（3）指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

（4）指定する期日までに広告原稿等を提出しなかった場合

（5）前各号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると認められる場合

（広告主の責務）

- 第12条 広告主は、広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

- 4 前条第1号、第2号又は第5号の規定により使用できなくなった封筒があるとき

は、その再作成に必要な経費を広告主は負担しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年11月30日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和7年11月21日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

和泉市長 ○○ ○○

（申請者）
住所又は
所在地
氏 名
電 話

印

和泉市封筒広告掲載申込書

和泉市封筒広告掲載取扱要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

- 1 封筒の種類
- 2 広告原稿案 別紙のとおり
- 3 広告掲載料 封筒 1 枚当たり 円（税込）
- 4 添付書類 広告掲載を希望する者の概要等
（申請者が広告掲載を代理して行う者等の場合は、各々の概要等）

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇

和泉市封筒広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました封筒広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 掲載 ☐ 不掲載 (理由)
封筒の種類	
広告掲載期間	年 月 日 ～ 広告掲載封筒の使用終了まで
広 告 料	円
備 考	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

和泉市長 ○○ ○○

（申請者）
住所又は
所在地
氏 名
電 話

印

和泉市封筒広告掲載内容変更申込書

年 月 日付で掲載決定通知のありました封筒広告の掲載内容については、下記のとおり変更したいので、和泉市封筒広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1 封筒の種類

2 広告掲載内容の変更 別紙のとおり

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

〇〇 〇〇 様

和泉市長 〇〇 〇〇

和泉市封筒広告掲載内容変更（非決定）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました封筒広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 決定 ☐ 非決定 (理由)
封筒の種類	
広告掲載期間	年 月 日 ～ 広告掲載封筒の使用終了まで
広 告 料	円
備 考	